

# 介護保険が適用される福祉用具

## レンタルできる福祉用具

車いす、歩行補助つえなどの福祉用具を借りることができます。



- 車いす
- 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
- 特殊寝台（リクライニングベッドなど）
- 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すりなど）
- 床ずれ防止用具（エアマットなど）
- 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- 自動排泄処理装置
- 手すり（取り付け工事不要のもの）
- スロープ（取り付け工事不要のもの）
- 歩行器
- 歩行補助杖
- 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- 移動用リフト（階段移動用リフトを含む、吊り具を除く）

★費用と限度額について（1割負担の場合）貸出料の1割で借りられます。

月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用します。

但し要介護度に応じて利用できる品目などの条件があります。

※再利用の難しい交換可能部品（移動式リフトの吊り具の部分など）は購入の対象となります。

## 購入できる福祉用具



- 腰かけ便座(腰かけ便座の底上げに使う部材も含む)
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、入浴用介助ベルトなど）
- 簡易浴槽（空気式または折りたたみ式など）
- 移動式リフトの吊り具の部分

★ 費用と限度額について(1割負担の場合)、年間（4月～翌年3月）10万円（自己負担1割）を上限として購入費が支給されます。